

週休2日制確保モデル工事実施要領（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

1 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、厚木市が発注する建築工事・電気設備工事・機械設備工事の工事現場における週休2日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 発注方式

次のいずれかの方式とする。

(1) 受注者希望型

受注者が、週休2日に取り組むか否かを選択できる方式をいう。

(2) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

3 対象工事

原則として全ての工事をモデル工事の対象とし、原則発注者指定型とする。

ただし、社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事等は、モデル工事の対象としない。

4 用語の定義

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ土曜日と日曜日も作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休2日として扱わない。

なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を協議により変更した現場閉所日に読み替えるものとする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

モデル工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くことと

する。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

また、分離発注工事の場合においては発注工事ごとに、現場閉所日を設けることができるものとする。

5 モデル工事の実施

5-1 受注者希望型

(1) モデル工事実施の選択

受注者は、契約後、モデル工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、「週休2日制確保モデル工事実施同意（不同意）届」（別紙1）を施工計画書とあわせて発注者に提出する。なお、不同意を選択した場合は、(3)補正の実施及び(4)工事成績評価への反映は行わないものとする。

一つの工事現場で複数のモデル工事が分離発注される場合は、契約後に全てのモデル工事の受注者が同意した上で実施する。

(2) モデル工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからエに取り組むこととする。

ア 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。

イ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙2）を、翌月の5日までに監督員に提出する。

ウ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙2）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙3）を作成し、監督員へ提出する。

エ 受注者は、公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日制に取り組む工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

発注者：厚木市役所

受注者：〇〇〇建設(株)

(3) 補正の実施

現場閉所実績に応じて、「週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）」（以下「補足事項」という。）（別添）により補正し、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

(4) 工事成績評価への反映

週休2日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評価に反映する。

なお、通期の週休2日が達成できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であ

っても減点は行わない。

5-2 発注者指定型

(1) モデル工事实施の内容

ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

イ その他実施については、5-1(2)アからエまでと同様とする。

(2) 補正の実施

当初の設計金額において、「補足事項」(別添)により通期の週休2日の補正を行う。

月単位の週休2日の現場閉所を達成した場合は、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、通期の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合には、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評価への反映

週休2日を達成した場合には、「補足事項」(別添)により工事成績評価に反映する。

なお、通期の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

6 アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

7 その他

「現場閉所実績報告書」(別紙2)、「現場閉所履行報告書」(別紙3)及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評価の修正等の措置を行う。

附則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

なお、令和3年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

1 補正の実施

「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）（令和6年3月22日付け国営積第13号）」を準用し、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

ただし、執務並行改修の場合は、物価資料の掲載価格を採用した場合においても、市場単価の補正率により補正する。

2 工事成績評定への反映（要領5-5-1（4）及び5-5-2（3）関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休2日	2点
月単位の週休2日・通期の週休2日	1点

現場閉所実績（※発注者指定型に限る）	減点
明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－1点